【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年10月29日
【会社名】	株式会社ツクルバ
【英訳名】	TSUKURUBA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO　村上　浩輝
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒一丁目１番地５号
【電話番号】	03－4400－2946
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO　小池　良平
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒一丁目１番地５号
【電話番号】	03－4400－2946
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO　小池　良平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、2021年10月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年10月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

１．資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の2021年９月13日現在の資本金の額530,632,500円のうち、520,632,500円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額520,632,500円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2021年11月30日を予定しております。

２．資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の2021年９月13日現在の資本準備金の額530,632,500円のうち、520,632,500円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額520,632,500円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2021年11月30日を予定しております。

３．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部482,465,705円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　　482,465,705円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　482,465,705円

第２号議案　取締役６名選任の件

村上浩輝、北原寛司、中村真広、竹内真、鈴木秀和及び福島良典を取締役に選任するものであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

高野愼一を監査役に選任するものであります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

坂下尚弥を補欠監査役に選任するものであります。

第５号議案　会計監査人選任の件

会計監査人として、和泉監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第１号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	83,192	107	0	(注) １	可決　99.87
第２号議案 取締役６名選任の件					
村上　浩輝	83,129	170	0		可決　99.79
北原　寛司	83,141	158	0		可決　99.81
中村　真広	83,122	177	0	(注) ２	可決　99.78
竹内　真	83,205	94	0		可決　99.88
鈴木　秀和	83,192	107	0		可決　99.87
福島　良典	83,204	95	0		可決　99.88
第３号議案 監査役１名選任の件				(注) ２	
髙野　愼一	83,229	70	0		可決　99.91
第４号議案 補欠監査役１名選任の件				(注) ２	
坂下　尚弥	83,228	71	0		可決　99.91
第５号議案 会計監査人選任の件	83,228	71	0	(注) ３	可決　99.91

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。